

第1章

損害賠償、契約等

①－1 【瓦、ブロック塀等による損害賠償】

Q 家の瓦、ブロック塀又はマンションの外壁が地震により崩れてしまい、隣家の自動車が破損しました。また、地震により墓が崩れ、隣の墓が傷つきました。修理代金の支払はどうなるのでしょうか。震度4の場合と震度7の場合で違いがありますか。

A

1 大震災前

瓦やブロック塀による破損に関する相談が、非常に多くなっています。土地工作物責任（民法717条1項）が問題となり、従前、震度5以下の場合は損害賠償責任を免れず、震度6以上の場合は不可抗力に基づくものとして瑕疵が否定され損害賠償責任を免れると考えられてきました（以下、「震度5・震度6基準」といいます）。この「震度5・震度6基準」は、「震度『五』程度の地震が仙台市近郊において通常発生することが予測可能な最大級の地震であったと考えるのが相当である」ことを前提に、「本件ブロック塀の設置につき瑕疵があったというためには、……本件ブロック塀が地盤、地質、施工状況等の諸事情に照して震度『五』の地震に耐え得る安全性を有していなかったことが明らかにされなければならないものといわなければならない」と判示した、宮城県沖地震時におけるブロック塀倒壊事故に関する仙台地判昭和56・5・8判時1007巻30頁、「本件宅地に耐震性の点からの瑕疵の存否は、従来発生した地震の回数、頻度、規模、程度のほか、時代ごとに法令上要求される地上地下構築物の所在場所、地質、地形、強度等の諸要素を考慮し、一般常識の見地から、少なくとも震度五程度の地震に対して安全性の有無を基準として判断するのが相当である」と判示した、宮城県沖地震時における宅地造成工事に関する仙台地判平成4・4・8判時1446号98頁等に基づき提唱されています。

当該「震度5・震度6基準」に基づけば、震度4の場合は修理代金を支払わ

①－１ 【瓦、ブロック塀等による損害賠償】

なければならない一方、震度7であれば支払を免れうることとなりますが、次項のとおり、現在、この震度基準は過去のものとなっている可能性が高いとみるべきです。過去にはこのような考え・裁判例もあったことに留意しつつも、今後は、あくまで「瑕疵」についての総合判断をしてゆく必要があり、それゆえ一概には答えが出ない問題であると考えた方がよいかと思います。

２ 大震災後

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、震度6以上の地震が散発している昨今、震度6以上の地震が予測不可能とはいえないとも考えられますので、「震度5・震度6基準」が今後も妥当するかどうかについては慎重な考慮が必要です。瑕疵があったか否か、すなわち、「当該瓦、ブロック塀、マンションの外壁又は墓が、その当時発生することが予想された地震動に耐え得る安全性を有していたか否か」を個別具体的に検討する必要があります。その際、建築基準法、宅地造成等規制法等の基準を充たしているかも確認すべきです。

例えば、東京地判平成25・2・12判例秘書L06830230は、東日本大震災により住戸内の電気温水器の配管が断裂・漏水したため、漏水被害に遭った階下の賃借人が住戸所有者らに対して損害賠償請求を行った事件で、認定事実中で、「なお、当時、首都圏で震度6強の地震が発生し得ることは想定されていた（当裁判所に顕著な事実）。」とした上で、「前記に認定したところによれば、本件配管は、当時、想定されていた範囲内の震度の地震により断裂し、これにより本件事故が発生したということができ、本件配管については、通常備えるべき安全性を欠いた保存上の瑕疵があったと認められる。」として、住戸所有者の工作物責任を認めています。

３ 災害後の放置

なお、過去の地震・台風・豪雨等自然災害のために瓦、ブロック塀、マンションの外壁又は墓等が倒壊する危険が現実化していたにもかかわらず、それらを放置して二次被害が発生した場合には、工作物責任を問われてしまいますので、早めの補修をお勧めします。直ちに倒壊する危険がなくとも、今後の通常予想されうる自然災害による倒壊が見込まれるのであれば、同様に工作物責任

を問われる可能性を考え、早めの補修をお勧めするものです。

また、②－1【所有建物の損壊に伴う建築業者に対する損害賠償請求】の項も参照してください。

①－2【建物内部の崩壊による怪我】

Q スーパーで買い物をしていました。地震によりスーパーの天井や看板が落下し、全身打撲の怪我を負いました。損害賠償はできますか。

A

1 土地工作物責任

建物の中で怪我をした場合にも、前記①－1【瓦、ブロック塀等による損害賠償損】と同様、土地工作物責任（民法717条）の問題となります。前記「震度5・震度6基準」を参考にすれば、看板や天井が震度5に耐えられる安全性を有していたかどうかを、看板や天井の取付方法や管理方法等諸事情を総合的に考慮して決することとなりますが、現在、この震度基準は過去のものとなっている可能性が高いとみるべきであり、「瑕疵」についての総合判断をしていく必要があることは前記のとおりです。当時、その地域でその震度の地震が発生しうことは想定されていたのかを検討すべきであり、看板や天井がその当時発生することが予想された地震動に耐えうる安全性を欠いていると判断される場合、スーパー側に損害賠償義務が発生する可能性は現在高まっていると思われます。よって、仮に震度6以上のため不可抗力として免責されるとスーパー側が反論してきても、それは想定されていた地震であるといえるのであれば、賠償を求めて積極的に交渉してみてもいいのではないでしょうか。

①－3 【失火】

2 占有者と所有者

スーパーが店舗建物を所有しているのではなく、賃借している場合には、スーパーは損壊した建物の占有者ということになります。したがって、スーパーが損害の発生を防止するのに必要な注意をしていたと認められる場合には責任を負わず（民法 717 条 1 項ただし書）、上記の請求は建物の賃貸人である所有者に対して行うことになります。

①－3 【失火】

Q 私の自宅裏に設置していた灯油タンクが地震のために破損したため引火して、私の自宅だけでなく隣近所数軒に延焼し焼失させてしまいました。この場合、私は隣近所の方から損害賠償請求されるでしょうか。

A

重過失ある場合に隣近所の方から損害賠償請求される可能性があります。

民法 717 条の工作物責任と失火責任法との関係が問題となりますが、学説・裁判例も分かれており確立した判例もない状況です。もっとも、有力説は、瑕疵ある工作物から直接生じた火災については民法 717 条の工作物責任が適用され、その火災から延焼した被害については、工作物の設置・保存の瑕疵が（「火災そのものが」と考える説もあります）所有者の重過失による場合は失火責任法が適用されることになる、と考えています。

よって、もともと灯油タンクに瑕疵があったと認められる場合でも、延焼については、重過失がある場合に限り責任を負うという失火責任法の範囲でのみ、賠償責任を負うことになると考えられることが一般です。

①－4 【行政庁への責任追及】

Q 県や市町村の災害救助の対応に遅れがあったために、私の家族は土砂崩れの現場から救出できず死亡してしまったと思うのですが、これを県や市町村に対して責任を追及できるでしょうか。

A

広範囲で大規模な災害が起こった場合、県や市町村の災害救助の対応部署自体が被災している場合もあり、被害の実態を把握するのに時間を要した場所も多かったと思われますので、発災後の行政の対応の問題を追及するのは、個々の具体的事情によると思います。

もっとも、発災前や発災直前直後の対応の遅れについては、責任が認められる余地があるかもしれません。

例えば、国が管理する崖等が、予想される震度以下の地震で土砂崩れが起こった場合等は、国賠請求として責任追及ができる場合があります。

また、東日本大震災においては、石巻市及び宮城県の賠償責任を認めた、いわゆる大川小津波訴訟（仙台高判平成 30・4・26 判時 2387 号 31 頁、最終令和元・10・10 LEX/DB25564818（上告棄却及び不受理））があります。

安全確保のための知識経験は地域住民より遥かに高いものが要求されることから、校長らは地震による津波の被害を予見することは可能であり、教師は検討が要請されていた、市教委は危機管理マニュアルが実情実態を踏まえた内容であるか確認等すべき義務があった、として国家賠償法 1 条 1 項の責任を認めたものです。

よって、危機管理マニュアルが適切なものであるのか事前に確認していたかという視点から、責任追及ができる場合はあるかもしれません。この裁判例自体は、あくまで「学校」の安全確保義務を認めたものであって、直ちに学校以外の場合にも同様に考えられるかは慎重な検討が必要であるものの、この「危機管理マニュアルの整備」を怠っていたのではないかという追及ができないか

①－５【自力救済】

検討してみてください。

①－５【自力救済】

Q 大切にしていた高価な飾り物が、津波で流され他人の土地の中の瓦礫の中にあります。自力で取り戻してもよいのでしょうか。

A

自分の所有物としてすぐに取り戻したい気持ちはわかりますが、他人の土地に勝手に入ることは、最悪の場合、住居侵入等（刑法 130 条前段）に該当する可能性も否定できません。第三者から見れば、本当に相談者の所有物かは不明であるわけですから、窃盗罪（同法 235 条）に問われる可能性もあり、自分のものだから取り戻してよいと軽々に判断すべきではなく、注意が必要です。

放置しておくとな紛失しかねないという状況であれば、本人の責任において、念のため中立な第三者の立ち会いの下でその物を回収してきて、異議が出ないかどうか様子を見るという方法が考えられます。その際に回収の状況を動画撮影するなどして客観的状況を明確にしておくことも考えられます。

①－6 【救助要請の見過ごし】

Q 地震による津波から逃れて避難所へ急ぐ途中、倒壊した塀の下敷きになった人から「助けてくれ。」と呼び止められました。助けてあげたいと思いつながらも、津波が近くまで来ていたため、自分が逃げることで精一杯だったので、助けずに逃げてしまいました。私が助けてあげれば、その人は生きていたかもしれないと思うと、たいへん後悔しています。私は、刑事上、民事上、何らかの責任を負うのでしょうか。

A

基本的に、刑事上も民事上も法的に何らかの責任を負うことはありません。

ただし、救助を求めた人があなたと一定の関係のある人の場合には、刑事上・民事上の責任を負う可能性があります。例えば、自分の子については刑事上の責任として保護責任者遺棄致死罪（刑法 218 条、219 条）が、自分の会社の従業員の場合には民事上の責任として使用者として被用者に対する安全配慮義務に基づく損害賠償責任（民法 415 条）が、成立する可能性があります。

①－７【避難時の突倒し】

①－７【避難時の突倒し】

Q 地震による津波が押し寄せてきたため、車で高台に避難している最中に、車の進路をふさぐように立っていた人がいたので、当たるとわかっていながら突き倒してしまいました。その人は、その事故のせいで亡くなったと後日聞きました。私は何らかの責任を負うのでしょうか。

A

突き倒してでも一刻も早く避難しなければならなかったほど津波が迫っていて、突き倒さなければ自分が死亡していたという状況などではない限り、刑事上・民事上の責任を負う可能性があります。

刑事上、車で人をはねて死亡させた場合、過失運転致死罪（自動車運転処罰法5条）に問われますが、本件のような場合、緊急避難（同法37条）が成立して、刑事上の責任を免れるかが問題となります（②－４【隣家に対する損害賠償責任】参照）。ただ、緊急避難の要件はかなり厳しいため、自身の死が差し迫っていたといえる状況でない限り、緊急避難が成立する可能性は低いかもしれません（あとで死因がわかったということは、実際には、突き倒した場への津波被害は低かったものとして、当時、突き倒してまでして急ぐ必要がなかったと判断される可能性があると思われます）。

仮に、刑事上、緊急避難が成立して刑事上の責任が免れたとしても、民事上、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求も考える必要があります。ただし、被害者の過失の有無により過失相殺の可能性はあります。

①－8【ボランティア活動中の怪我】

Q ボランティア活動に参加し、リーダーの指示に基づき、地震で半壊した建物の中に入り、被災者から依頼されたアルバムを探していたところ、余震がきて、建物がさらに崩れて柱に手を挟まれて骨折してしまいました。ボランティア団体や指示をしていたリーダーに対して治療費等を請求することはできますか。アルバムを探してほしいと依頼した被災者に対してはどうですか。

A

現在、いわゆる「ボランティア保険」に入っている団体が多いと思われますので、まずは保険の有無を団体に確認し、その適用対象か検討してください。

保険がない場合、保険外の請求については、下記のとおりとなります。

ボランティアとボランティア団体の間には、ボランティアという労務を無償で提供する契約が締結されていることになります。裁判例は、直接契約関係がない場合でも事実上指揮監督を受けているときは安全配慮義務があるとしていますので（最判平成3・4・11判時1391号3頁）、本件のような関係においても、ボランティア団体が、故意・過失により安全配慮義務を怠ったと認められる場合は、ボランティア団体に対して損害賠償請求ができると考えられます。

また、指示していたリーダーに対しても、リーダーの指示が故意又は過失によるものであった場合には、不法行為に基づく損害賠償責任を追及できる可能性があります。

なお、被災者に対する請求は難しいと思われます。被災者との間には契約関係がありませんから、上記のような安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求はできません。なお、被災者が建物の所有者であることによる土地工作物責任（民法717条）ですが、すでに半壊している建物であることを前提にボランティア活動を行っていますので、その建物の設置・保存について瑕疵があったとは認められない、もしくは危険を引き受けたものとして、土地工作物責任を認め

①－９【工場等からの有害物質】

ということとは難しいと思われます。

①－９【工場等からの有害物質】

Q 今回の地震による津波によって近くの化学工場から有害物質が県道に流出してしまい自宅の庭にまで入ってきて残ってしまいました。どのような手段をとることが可能でしょうか。

A

まず、有害物質の流出・残置に対して汚染除去を求めることが考えられます。ただ、妨害の原因が不可抗力である場合には物権的請求権は生じないとする判例がありますので（大判昭和12・11・19民録16巻1881頁）、不可抗力だと判断された場合などは汚染除去を求めることができない場合があります。ただ、そのような場合でも、特別法（水質汚濁法14条の2、毒劇法17条、22条4項、消防法16条の3）によって、有害物質についての応急措置や行政への連絡が義務付けられていますので、地方自治体に相談し、汚染を除去するよう指導を求めてください。

また、自ら汚染除去費用を出したり、有害物質によって健康被害等の損害が生じた場合に、工場を操業している会社等に対して損害賠償を請求できるかですが、これは、当該会社に対して工作物責任（民法717条）を問えるかの問題になると思われますので、損害賠償が認められるかは、元々工場の「設置又は保存に瑕疵がある」状況だったといえるのかという、それぞれの具体的事情によります。

①－10【公共料金の支払】

Q 地震によって、電気・ガス・水道が2週間以上ストップしてしまいました。その間の使っていなかった日数分については料金免除をしてほしいと思います。また、現在、勤務していた会社の津波で流されて仕事ができないため収入がないので、今後の支払についても猶予してもらいたいのですが、可能でしょうか。

A

東日本大震災の際には、電気料金（東京電力・東北電力）については、震災で被害を受け、災害救助法が適用された自治体やその周辺の地域を対象に、電気料金の支払を延長するなどの措置をとっており、こうした地域の方々が他の地域に引っ越した場合にも、引越し先の電力会社で引き続き、特別措置を受けることができていました。今回の災害に基づく措置がないか、各社のホームページ等の記載を探してみてください。

ガス料金についても、東日本大震災の際には、資源エネルギー庁が、災害救助法が適用された市町村において被災したガスの需要家等がそれぞれの供給区域内又は他の供給区域の公営住宅等に移転する場合等の特別措置の認可を行い、これにより、被災者からの申請に応じて料金の支払期限の延長、又は免除などの措置がとられました。

水道料金についても、災害時には、各自治体によって、支払期限の延長や減免の制度がとられていますので、各自治体に問い合せてください。

NTT 東日本や携帯電話大手各社（NTT ドコモ、ソフトバンク、au）も、被災した人たちの料金の支払期限を延長する措置を行っています。

ただ、各社それぞれの対応ですので、それぞれの会社の広報を確認の上、問い合わせをしてください。

①－12 【売買契約と事情変更】

①－11 【仕入品の扱い】

Q スポーツ用品店を経営しています。仕入れたスポーツ用品が店ごと津波で流されてしまいました。支払債務は免れないのでしょうか。ただ、仕入れ先とは今後も継続的に取引をしたいため、良好な関係を維持したいです。

A

当該スポーツ用品の仕入れに関する契約書に特別な規定がない場合には、スポーツ用品がすでに仕入れられており、その時点で給付が完了していますので、危険負担の問題にはならず、支払債務を免れることはできません。

しかし、津波という災害の影響ということですので、仕入先と支払の延期や分割払いについて交渉の余地はあるかもしれません。協議をしてみてはいかがでしょうか。

①－12 【売買契約と事情変更】

Q 震災前に船を購入する契約をしていました。震災がありましたが船は無事とのことでした。しかし、お金がなくなってしまったのでできれば売買契約を解除したいのですが、可能でしょうか。

A

この場合、契約上に特別な規定がなければ、契約を解除する事由はないと思われます（もし手付解除の規定があり履行の着手前であれば、手付金を放棄した上で解除して代金の支払を免れることはできるかもしれません）。

あとは、事情変更による解除ができるかどうかが問題となります。同法理の一般的要件としては、①契約成立当時その基礎となっていた事情が変更すること、②契約締結後の事情の変更が、当事者にとって予見することができなかったこと、③事情変更が当事者の責めに帰することができない事由によって生じたものであること、及び、④事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められることがあげられています（谷口知平ほか編『新版注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』（有斐閣、2006）72頁、最判昭和29・2・12民集8巻2号448頁、最判平成9・7・1民集51巻6号2452頁参照）。しかし、判例上、事情変更の原則自体は認められているものの、その適用には厳格な姿勢がとられています。このため、大震災があったとしても、事情変更の原則が適用されない可能性が高いといわざるをえません。

事情変更の原則が適用されない場合、代金支払義務は免れません。もっとも、震災の影響として資金繰りが困窮したことは売主にも理解してもらえでしょうから、支払時期の延期、分割払い、一部減免等を交渉すべきでしょう。

①－13 【輸送契約】

Q 運送会社を経営しているのですが、大規模な自然災害によって、運送経路の道路が通行止めになり、依頼された商品の輸送ができませんでした。この場合の契約関係はどうなりますか。

A

先般の東日本大震災の際には、北関東から東北地方にかけての高速道路や一般道が大きな被害を受け、一時期、物の輸送が完全に閉鎖されるような状況となっていました。このような場合、運送会社には予定していたルート以外のルートを探索して運送すべき義務があるといえますが、予定していたルートを利用する場合と比較してあまりに多大な費用がかかる特別のルートを探索して利

①－14 【通勤定期券の払戻し】

用しなければならない義務まではないと考えられます。したがって、これによる輸送の遅滞は不可抗力によるものと解され、民法 415 条 1 項の「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」として遅滞の責任を負うことはありません。この場合、道路が復旧してから商品を輸送し代金を支払ってもらうことになります。

ただし、商品の種類によっては復旧を待って輸送したのでは目的を達することができない場合もあり得ます。この場合は、多大な費用がかかる特別なルートを利用すべき義務は社会通念上ないものとして民法 412 条の 2 第 1 項「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。」に照らして履行不能と解され、また前記民法 415 条 1 項にて債務不履行による損害賠償責任は負わないと考えられます。

なお、民法 536 条 1 項「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。」に基づき、相手方は、代金の支払を拒むことができることになります。

①－14 【通勤定期券の払戻し】

Q 毎日、電車で通勤していましたが、地震による津波で線路が流されて電車の運転の目途が立ちません。今後は車通勤をするしかないのですが、鉄道の 6 か月定期券を購入したばかりです。この定期券を払戻ししたいのですが、できるのでしょうか。

A

旅客と鉄道会社との間の契約関係は、鉄道会社ごとに定められている約款

(国土交通大臣が認可した約款)によるものとして、解約時の払戻しはこの約款の規定に従うことになります。

なお、その払戻計算方法は通常月割計算であったりするのですが、新型コロナウイルス感染拡大の際には、「特例払戻し」として、消費者に有利な払戻しを認めていたことがありました。今回の災害に鑑みての特例がないか、各鉄道会社のウェブサイト等などで確認されてみることをお勧めします。

①－15【倉庫契約】

Q 港近くの倉庫業者に荷物を預けていたところ、大地震による津波で荷物が倉庫もろとも流されてしまいました。倉庫業者に対して、何らかの責任を追及できるでしょうか。荷物が津波によって流されたのではなく、地震のために倉庫内に積み上げられていた荷物が崩れて内部が破損してしまった場合はどうでしょうか。

A

倉庫業者は、倉庫業法8条に基づき寄託約款を定めて届け出ることになっているところ、国土交通大臣の定める「標準倉庫寄託約款」を用いていることが多いところです。

この約款では、地震(津波)によって生じた損害については、倉庫業者(受託者)は荷物等預けた人や会社(寄託者)に対して責任は負わないと規定されていますので、原則として倉庫業者に対して損害賠償等の請求はできません。この場合、荷物に地震保険がつけられていれば、保険金を請求することは可能です。

しかし、地震によって倉庫内の荷物の積み方に問題があったために崩れて内部が破損してしまった場合のように、倉庫業者に荷物の保管について善管注意義務違反がある場合には、善管注意義務違反に基づく損害賠償請求ができません。

①－16 【旅行契約のキャンセル】

す。商法 610 条では、倉庫業者側が注意義務を怠らなかったことを立証しない限り、預けた物の滅失・損傷について損害を賠償する責任を負うことになっています。

①－16 【旅行契約のキャンセル】

Q 旅行に行く予定をしており、旅行先のホテルに予約を入れていましたが、自然災害で被災し旅行どころではなくなってしまいました。ホテルの予約をキャンセルしたいと考えていますが、キャンセル料はかかるのでしょうか。旅行会社のツアーを予約していた場合はどうでしょうか。

A

政府登録ホテル・旅館は、国際観光ホテル整備法に基づき宿泊約款の届出義務がありますが、他のホテル・旅館も多くは宿泊約款を定めていることでしょう。観光庁の「モデル宿泊約款」6条2項では、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合に違約金（キャンセル料）が発生するとされています。

通常、旅行中止に伴うキャンセルは自己都合になりますが、被災者であるというのであれば、旅行を中止しホテルをキャンセルすることはやむをえず、帰責事由があるとまではいえないとして、キャンセル料を支払わなくてよいと考えることもできるように思います。もっとも、予約客が被災したことそのものはホテル側の事情ではなく、また直前のキャンセルともなればその分ホテル側の損害回復（他の客の予約受付）も難しくなる以上、早めの連絡をすべきです。なお、災害により通常の移動手段が確保できない場合も同様に帰責事由があるとまではいえないと考えますが、やはり早めの連絡をすべきです。

旅行会社のツアー旅行の場合は、業者は旅行業法に基づき旅行業約款を定め認可を得なければなりません。観光庁の定めた「標準旅行業約款」では、旅

行者は、天災地変等が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいときには旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができると定められていますので、本件のような場合は、キャンセル料を支払わずにキャンセルすることができます（同約款中、募集型企画旅行契約の部16条2項3号）。

①－17【月謝等の扱い】

Q ダンス教室を経営しています。震災のため、やむなくレッスンを休みにしました。月謝は返却すべきでしょうか。

A

民法536条1項「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。」に基づき、消費者は履行を拒絶する権利を有することになりますので、受講生は休講に対応する分の月謝を支払う必要がありません。当該月謝の返還を請求された場合には、応じるべきでしょう。もっとも、実際には、レッスンの振替開催や別のサービスの提供を提案することにより対応するという事も考えられます。

なお、理由のいかんを問わず閉鎖時に一切返金しないとする規約を作っていたとしても、当該規約は、消費者を一方的に害する条項として消費者契約法10条により無効となるものとお考えください。

①－18【悪徳商法全般】

Q 自然災害に便乗した悪徳商法にはどのような商法があるのでしょうか。また、このような悪徳商法には、どのように対応すればいいのでしょうか。

A

1 訪問販売による方法

自然災害による家屋の修繕や屋根瓦の葺き替えの役務の提供、自然災害によって品薄となっている生活必需品等を高額な代金で購入させるという方法も多くみられます。

また、消防署やガス会社、水道会社等の公共団体からきたと名乗って、無料点検ををすると言って点検をした後で不必要な商品等を購入させるという方法が多く見られます。有名な公共団体や会社に類似もしくは関連するかのような紛らわしい名前を使用したりすることもあるので注意が必要です。

必ず相手に身分証明書等を提出させて身分を確認し、契約の前に当該会社や当該公的機関に点検や訪問販売の事実を確認したり、弁護士会や消費者センター、場合によったら最寄りの警察に相談するようにしましょう。

2 義捐金詐欺

報道等で名の知れた団体名等を使用して、自宅を訪問して義捐金を募るケースも多いです。また、自宅に電話を架けてきて寄付を募る場合もありますので、すぐに送金等をせずに、消費者センター等に相談して詐欺ではないとばかりしてから振り込み等を行うようにすべきです。

3 消費者センター等

災害時には、独立行政法人国民生活センターが、ウェブサイトなどで事例を

紹介しております。また、ご不安がありましたら、全国の消費生活センターにお電話してみてください（「消費者ホットライン」（全国共通の3桁の電話番号「188」をダイヤルするだけです）を通じての電話が簡単です）。

4 保険金詐欺

自然災害のよる住宅の損害については、火災や地震保険などにより保険金の請求が可能です。

しかしながら、経年劣化による場合には、対象外となります。

悪質な住宅修理業者は、経年劣化など本来保険が使えない場合においても、「保険が使えます」などと言って、不正な保険金の請求をするように誘導する場合があります。

嘘の理由で保険金を請求すると詐欺罪に該当するおそれがあります。ご不安があるようでしたら、弁護士に相談するか、上記3の全国の消費者センターにお電話してみてください。

①—19【公示による意思表示】

Q 郵便物を発送後に自然災害が発生して相手方に到達しない場合、その郵便物で主張した意思表示について効果は発生するのでしょうか。また、相手方が自然災害によって行方不明の場合の意思表示はどのようにすればよいのでしょうか。

A

意思表示の効力発生は到達主義（民法97条）ですから、郵便物が届かないとその効果が発生しません。意思表示の相手方が行方不明の場合には、公示の方法による意思表示を行うことになります。具体的には、公示送達に関する民事訴訟法の規定に従って裁判所の掲示板への掲示等を行います（民事訴訟法110

①-20 【債務不履行】

～113条)。

なお民法 97 条 2 項は「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。」とあるため、通常、住所におらず郵便物を確認しなかった場合はこの条項の適用余地が考えられるのですが、相手方も被災者であり避難していた場合等には、適用は難しいことでしょう。

法定（もしくは約定）期間内に意思表示をする必要があるような場合で、自然災害のために郵便事情が悪化して到達できないときに関するものとしては、民法 161 条で、「天災その他避けることのできない事変のため」「手続を行うことができないときは、」「その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と規定しています。

①-20 【債務不履行】

Q 地震による津波で工場が全壊し、在庫商品も全て流れてしまったため、納期に商品を納品することができません。この商品は他の工場や他社でも一切製造していません。このような場合、債務不履行責任を負うのでしょうか。逆に、他社による製造により調達できる商品の場合はどうでしょうか。

A

民法 412 条の 2 第 1 項「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。」に照らして履行不能と解されるところです。

そして、民法 415 条 1 項「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」として、債務不履行による損害賠償責任は負わないと考

えられます。

同種の商品を市場で調達できる場合でも、本来自社生産を想定していた以上、前記「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」、そこまでの調達義務が生じる場合は少ないのではないかと思います。

なお大災害の場合、債務者が被災したり、部品の調達に多額の費用を要する等履行すべき商品を調達することが著しく困難となることも多いと思われます。債務者やその地域一体が被災して取引活動ができなくなったような場合、前記条文に照らし、履行遅滞の責を負わないと考えられます。また、道路や輸送手段の被災による物理的原因や、原発事故・感染症を理由とする行政上の措置による避難指示・隔離指示等により納品が不能又は著しく困難となった場合も同様に考えられます。

①—21【災害時 ADR（1）】

Q 今回の地震により隣宅から瓦が落ちてきて、私の車が傷ついてしまいました。話しにいったのですが、不可抗力だとして話がまとまりませんでした。隣人ですので、裁判で白黒をつけるのは憚れるのですが、弁護士会に災害時 ADR があると聞きました。どのようなものでしょうか。

A

ADR は、当事者間の話し合いで解決できない紛争について、仲裁人（経験豊富な弁護士や元裁判官等が就任します）等を交えて解決する手続を行う、裁判外の紛争解決機関です（仲裁センターや ADR センターなどと呼ばれています）。第一東京弁護士会を含め、全国の多くの弁護士会が ADR を運営しています。

通常の ADR は、申立書を書面で郵送した上で、また、指定された場所（多くは弁護士会）で対面して期日を行うことが原則です（ただし、近時は、通常の ADR でも、オンラインによる手続を採用している弁護士会も増えています）。

①-22 【災害時 ADR（2）】

災害時 ADR は、災害からの円滑な復旧、復興活動に寄与するため、災害時により ADR を利用しやすくするために制度化された特別な ADR 手続です。東日本大震災を契機として、仙台弁護士会による採用を皮切りに、全国に広がった手続であり、第一東京弁護士会でも採用されています。

災害時 ADR は、通常の ADR と比較して、手続等が簡略・柔軟化されており、第一東京弁護士会の例によりますと、①申立てを FAX や電話ないしはオンライン（メール）で行うことができ、②期日は原則 Web 会議により実施し、③申立手数料、期日手数料が免除される（和解が成立した場合の成立手数料は発生しますが、一般の ADR の半額と定められています）など、災害による非常事態において紛争解決手続を利用しやすくし、早期の解決を目指すための仕組みが設けられています。第一東京弁護士会では、申立書の作成を弁護士が無料でサポートする、サポート弁護士制度も行っています。

①-22 【災害時 ADR（2）】

Q 災害時 ADR の具体例などを教えてください。

A

ADR は、紛争の解決手段の代表的な手続である裁判とは異なる視点から紛争に向き合うことで、当事者に納得のいく柔軟な紛争解決を目指す制度です。法律、紛争解決の専門家である弁護士が、紛争に内在する法的な問題点を踏まえながら、形式的にどちらかの当事者に軍配をあげるのではなく、柔軟な解決を目指します。

災害時 ADR は、「災害」（第一東京弁護士会の災害時 ADR に関する規則では、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火災若しくは爆発、有害物質の大量放出等その及ぼす被害の程度においてこれらに類するもの又は日本弁護士連合会の全国弁護

士会災害復興の支援に関する規程……第4条の規程により日本弁護士連合会災害対策本部が設置された場合のものをいう」とされています)が発生した場合に、主として災害に関連する紛争について実施されるものです。

具体的には、震災により、隣地との境界にある塀が崩れたことから隣地との間で補修のための協議をしたり、家の一部が破損したために家主に補修や家賃の減額を求めたりするケースがあります。近時は、震災に限らず、結婚式のキャンセル料に関する争いなど、新型コロナウイルスに関連する紛争について、災害時ADRを実施しました。

災害時ADRを利用することで、仲裁人等の関与の下、話し合いにより、双方が満足する条件を見出して、和解によって解決することが可能となります。事案にもよりますが、通常は、3か月程度の期間で解決することが多いです。

